

https://www.wsa-osaka.jp/suido/sennan/tetsuduki/shinseisho_dl/suidojizenkyogi.html

・各市町の開発部局の指示に基づく開発事前協議

・事前相談受付(窓口: 泉南地域水道センター工務課) **平日9:00~12:00、12:45~17:00**

開発協議内容の確認

・建築確認前で、工事を先行して行う場合
(例: 開発工事等により給水が建築確認前にやむを得ず必要な場合)
・本管から分岐した水道管を企業団へ引渡(φ50mm以上)する場合
・必要とされる計画配水量を分岐地点で確保できる場合

※建築確認により違法建築でないことをチェック

・建築確認済(申請中を含む)
・既設メーターを継続して活用する場合
・水道管を企業団へ引渡しない場合
・必要とされる計画配水量を分岐地点で確保できる場合

※建築確認により違法建築でないことをチェック

事前協議必要

泉南地域水道センターにて判断

事前協議必要

事前協議不要

- (1) 事前協議書の準備(各市町へ提出の開発事前協議書と同等のもの)
《添付図書》委任状・位置図・土地利用計画図・給水計画図・水量計算書等
- (2) 事前協議書(様式開-1)を提出(1部)
・事前協議書の提出から**2週間程度**で指示書(意見書)を提示
- (3) 「指示事項及び協議書」を承諾、誓約(記名押印)し提出
(原本を提出し、写しは各自コピーし保管)
水道管漏水に伴う修理工事承諾書を提出
- (4) 給水装置工事前協議申込書(給水・様式第17号)を提出
ただし、【直結直圧式(3階以上)・直結増圧式・貯水槽方式】(給水・様式第10号)の場合
給水装置工事申込書(給水・様式第1号)を提出《標準給水装置工事施行基準》
位置図・計画図面等必要書類を添付
- (5) 上水道施設工事施行届出書(様式開-2)を提出
上水道施設工事指示書(様式開-3)で条件を提示
- (6) 着手時に必要な書類の準備
・工事着手届(様式開-4)(立会予定日を記入)
・使用材料承諾願(様式開-5)を提出
・納付書(領収証)のコピー
- (7) 立会予定日確定の連絡(2週間程度前までに)
- (8) 現場立会
①工事当日に実施の有無を電話連絡
(9:00以降 工務課072-482-6551)
②配管完了時点で電話連絡(立会人が到着するまで穿孔は行わない)
③現場立会(材料・水圧・穿孔・水質・分水栓又は不断水割T字管)
- (9) 竣工書類の提出
・工事竣工届(様式開-6)
・上水道施設譲渡書(様式開-7)(引渡水道管がある場合)
・竣工図(断面図・寄り・高さ・延長・配管詳細図を記入)
・写真

※このフローに変更があれば、その都度、修正するものとする。

給水装置工事申請に進む(戸別申請)

https://www.wsa-osaka.jp/suido/sennan/tetsuduki/shinseisho_dl/kyusuisochikoi_moshikomisho.html